

甲府市キャッシュレス決済等導入及び運用業務に係る 優先交渉権者選考方法について

1 優先交渉権者の選考方法及び点数の配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、「優先交渉権者選考審査基準及び企画提案書記載項目」(以下「企画提案書記載項目」という。)に基づく企画提案の内容に応じた評価を行う内容点及び提案価格から評価する価格点を指標として、「2 内容点及び価格点の採点方法」に定める採点方法により算出された内容点及び価格点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とし、併せて次点交渉権者も決定する。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案限度額」の範囲内であること。
- ・履行期間に沿った作業スケジュールが組まれていること。
- ・算出された内容点が60点以上であること。

(2) 最高得点者(2者以上)の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、内容点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(3) 内容点及び価格点の配分

点数については、合計130点満点とし、配分については次のとおりとする。

合計点 130点	内容点 100点
	価格点 30点

内容点の詳細については、企画提案書記載項目を参照すること。

2 内容点及び価格点の採点方法について

(1) 内容点の採点方法

企画提案書の評価を行う。企画提案書の評価に当たっては、企画提案書記載項目の記載項目ごとに、配点、評価基準を設定し、評価を行う。採点については、0点から5点の6段階による評価を行い、評価の根拠等を評価コメント欄に記入する。

なお、0点から5点の判断の根拠については、次のとおりとする。

得点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述事項は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述事項は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0点	指定した記述事項が網羅されていないか、又は網羅されていても不適切な内容である。

審査委員会委員の合議による評価をもって、その記載項目の得点とする。ただし、記載項目の配点が10点の場合は、次の計算式によって算出する。

$$\text{「配点が10点の場合の記載項目の評価」} = \text{得点} \times 2$$

各記載項目の得点を合算し、内容点を算出する。

(2) 価格点の採点方法

機器一式導入費及び運用業務委託について、それぞれ提案価格の評価を行う。採点については、「提案価格書（機器一式導入費）」及び「提案価格書（運用業務委託）」について以下の計算式で算出し、合算して価格点とする。

ア 提案価格書（機器一式導入費）の採点

提案価格が提案限度額の80%以下の場合には一律に20点、提案限度額と同額の場合は0点を付与する。

$$\text{価格点 (ア)} = \left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案限度額の80\%}}{\text{提案限度額} - \text{提案限度額の80\%}} \right] \times 20 \text{点}$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

イ 提案価格書（運用業務委託）の採点

提案価格が提案限度額の90%以下の場合には一律に10点、提案限度額と同額の場合は0点を付与する。

$$\text{価格点 (イ)} = \left[1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案限度額の90\%}}{\text{提案限度額} - \text{提案限度額の90\%}} \right] \times 10 \text{点}$$

(小数点以下第2位を四捨五入)

なお、提案価格の積算根拠及び内訳について必要に応じて調査を行う。